

議案第 3 号

県立南部高等支援学校（仮称）設置方針について

以下の理由により、県立南部高等支援学校（仮称）設置方針案を別紙のとおり提出する。

平成27年7月23日提出

沖縄県教育委員会教育長 諸見里 明

理 由

「県立特別支援学校編成整備計画（平成24年度～平成33年度）」では「施策2：高等部における軽度知的障害生徒の教育の場の拡充」の実施計画として、平成28年度に、那覇南部地区の高等学校に軽度知的障害生徒の教育の場を拡充していくこととされていることから、設置に向けた方針について、教育委員会の議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

(別紙)

県立南部高等支援学校（仮称）設置方針（案）

関係施策「施策2：高等部における軽度知的障害生徒の教育の場の拡充（那覇南部地区）」

1 背景

特別支援学校制度（旧特殊教育諸学校：盲学校、聾学校、知的障害養護学校、肢体不自由養護学校、病弱養護学校）は、学校教育法等の一部を改正する法律により平成19年4月に創設された。

一方、旧養護学校の義務教育化により重度・重複障害の幼児児童生徒の在学比率が増加し、軽度知的障害の生徒に教育が充分に行えない状況も生じてきた。このため一部の都道府県では、軽度知的障害者の生徒に対する職業教育・専門教育の場と位置付けた高等養護学校（高等部のみの養護学校）を、既存の養護学校高等部から新たに設立した経緯がある。

高等特別支援学校は、高等部単独で設置される。一般企業への就職ができる可能性が高い生徒に対して、就労に重点を置いたカリキュラムで教育する。高等特別支援学校の多くは、知的障害を対象とする学校である。少数だが、他の障害（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由等）を対象とする高等特別支援学校を設置している自治体もある。

県教育委員会においては、平成3年度に軽度知的障害生徒を対象とした沖縄高等養護学校（現沖縄高等特別支援学校）を整備した。その後、志願者数の増加に伴い、共生化の拡大、理解啓発の推進、地域化の推進、センター的機能の充実、中学校（知的障害特別支援学級）卒業生のニーズへの対応の5点を研究のねらいに掲げ調査研究モデル事業として、平成22年度に沖縄高等特別支援学校の分教室を中部農林高等学校、南風原高等学校に各1教室設置し、調査・研究を進めてきた。

平成24年10月5日に設置された、「沖縄県立学校における特別支援学級、分校、分教室等に係る検討委員会」では、この3年間の事業成果や課題について検証し、事業目的が達成されたとして、両分教室については正式設置されている。

第5期（H24～H33）編成整備計画において、特別支援教育の多様化を図る観点から、これまでの高等特別支援学校等やその分教室の成果や課題を踏まえ、生徒・保護者のニーズや財政状況等を考慮し、軽度知的障害者を対象とした高等特別支援学校等の整備を検討することになっている。

2 必要性

生徒一人一人の個性をより重視した教育を目指し、共生社会（インクルーシブ社会）の展開（専門高校との併設）と専門高校の特色を活かした教育ができるシステムを構築するとともに、社会の要請に応じた職業教育や産業現場等における実習等をおして職業生活上の知識や技術を向上させ、就労に必要な意欲・態度・生活習慣等の職業観を育成し、これまでの普通科職業コースから専門学科における踏み込んだ教育体制（併設校）を設置することで、卒業後の社会自立・一般就労等への対応を図る。

- (1) 後期中等教育・職業教育の充実を図る。
- (2) 生徒や保護者の教育の選択幅を拡大する。
- (3) 多様化した中学校卒業生のニーズへの対応を図る。

3 概要

(1) 学校の特色

- ※共に学び、共に生きるノーマライゼーションスクールの実現
- ア 高等支援学校・高等学校と共生した教育環境の充実
- イ 社会ニーズに応じた職業教育科目を中心とした教育課程の編成
- ウ 高等支援学校教員と高等学校教員の交流授業の充実
- エ 一貫・継続した生徒指導、進路指導により高い就職率を実現
- オ 生徒間の交流、共同学習、特色ある教育活動等による魅力ある学校

(2) 設置形態

併設型（既設の高等学校に新設の県立高等支援学校を併設）

(3) 設置場所

県立南部商業高等学校敷地内

(4) 学校の規模（設置後）

	1 学年学級数	学級数小計	1 学級定員	全定員
高等学校	4 学級	12 学級	40 名	480 名
高等支援学校	1 学級	3 学級	10 名	30 名
学校全体	5 学級	15 学級		510 名

(5) 設置学科＜募集定員＞

産業科（仮称）＜10名＞ ※専門科目は南部商業の特色等を一部活用

(6) 開校年度（高等支援学校1年生の受け入れ開始年度）

平成28年度

(7) 高等支援学校の学区（通学区域）

全県学区（県全域）

(8) 入学者選抜方法

沖縄県立高等特別支援学校入学者選抜実施要項に基づいて行う。

(9) 施設・設備

高等支援学校の教育課程を実施するために必要な施設・設備を整備する。

(10) 教職員等

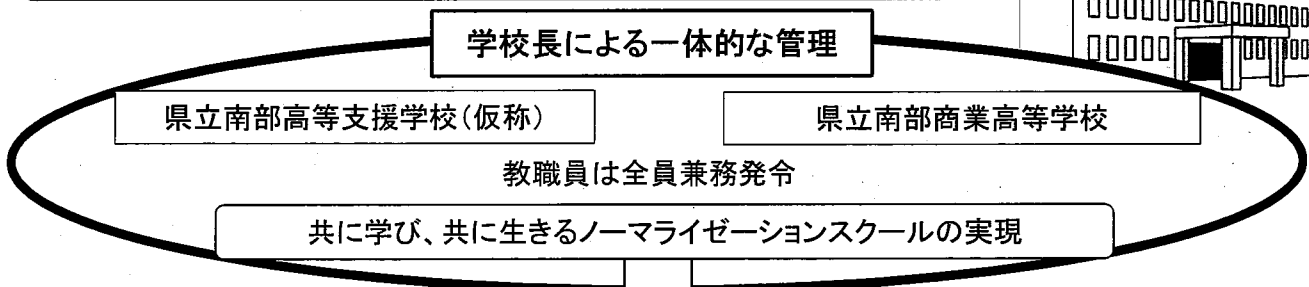
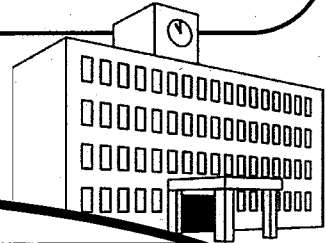
必要な職員を配置する。

参考資料： 県立南部高等支援学校(仮称)設置方針(案)

1 設置方針の概要

- ①県立南部商業高等学校敷地内に軽度知的障害を対象とした高等支援学校を設置する。
- ②設置形態：併設型（既設高等学校への併設）
- ③規模：1学年1学級、学級定員10名、全学年で30名
- ④設置学科：産業科（仮称）←南部商業高校の特色等を活かした産業教育も実施する。
①共通科目 ②流通サービス系 ③生産技術系
- ⑤開校年度：平成28年度（1年生の受け入れ開始年度）
- ⑥学区：全県区
- ⑦施設設備：教室は南部商業高校の空教室を活用し、必要な施設・設備等は整備する。

2 併設型により設置する高等支援学校の概要・特色



具体的な特色

- ①高等支援学校・高等学校と共生した教育環境の充実
- ②社会ニーズに応じた職業教育科目を中心とした教育課程の編成
- ③高等支援学校教員と高等学校教員の交流事業の充実
- ④一貫・継続した生徒指導、進路指導により高い就職率を実現
- ⑤生徒間の交流、共同学習、特色ある教育活動等による魅力ある学校

3 目指すべき教育理念

生徒一人一人の個性を重視した教育を目指し、共生社会の展開と専門高校の特色を活かした教育システムを構築する。社会の要請に応じた職業教育や産業現場等における実習を通して職業生活上の知識や技術を向上させ、就労に必要な意欲・態度・生活習慣等の職業観を育成する。

卒業後の社会的自立・一般企業への就業を目指す